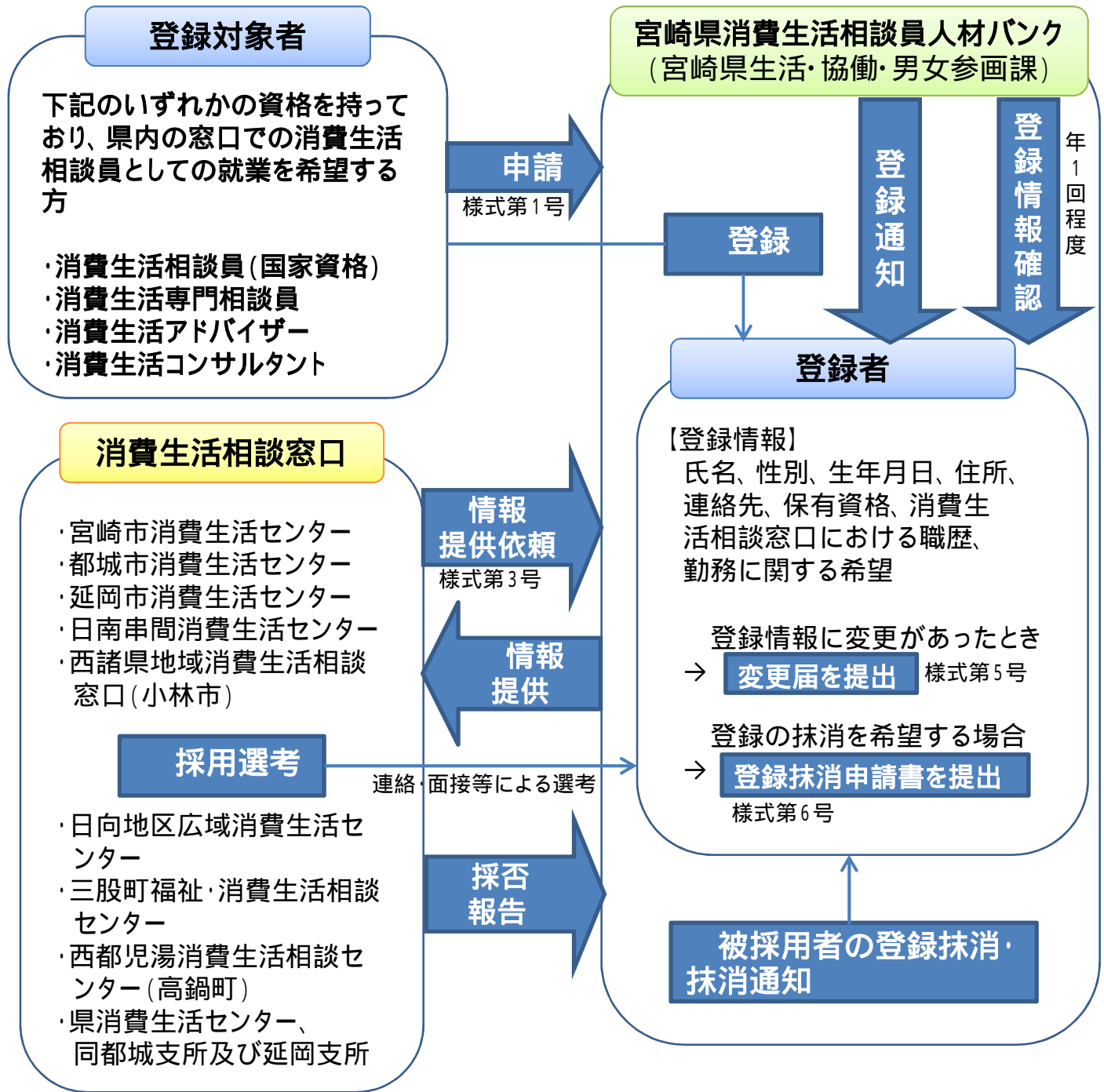


# 宮崎県消費生活相談員人材バンクの流れ



## 【留意事項等】

- ・人材バンクへの登録は、消費生活相談員としての採用を保証するものではありません。
- ・登録された情報は、宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)又は情報提供先の市町の個人情報保護条例等に基づいて適正に管理します。消費生活相談窓口における人材確保以外の目的で利用することはありません。
- ・登録されている連絡先で連絡がとれず、登録者の所在が不明となったときは、その登録者の登録を抹消します。この場合は、登録者に対する抹消の通知は行いません。
- ・申請書や届出の内容に虚偽があった場合や、消費生活相談員としてふさわしくないと認められる行為があった場合は、その登録者の登録を取り消すことがあります。